

大分県報

令和四年
第二八一号
二月八日

（火曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局職員合宿所運営規程の一部改正……………一

告示

肥料の登録……………一

肥料の登録の有効期間の更新……………二

肥料の登録の失効……………二

指定予定保安林……………三

付保義務の発生……………三

道路区域の変更……………三

道路の供用開始（二件）……………四

公告

開発行為の完了（二件）……………四

○企業局管理規程

大分県企業局職員合宿所運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月八日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第二号

大分県企業局職員合宿所運営規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員合宿所運営規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（入居の許可）

第四条 職員は、合宿所を自身の居住のため利用しようとするときは、合宿所入居願（第一号様式）を総務課長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた職員は、使用料として月額八千九百円を納付しなければならない。

3 月の中途において新たに入居した者の使用料は、入居許可のあつた日から日割りにより計算した額とし、退居した者の使用料は、退居日までを日割りにより計算した額とする。

4 前三項に定めるもののほか、入居に係る許可書等の交付、入居期限、使用期間、使用料、明渡し、保管義務その他の合宿所の利用に関する取扱いは、企業局職員住宅の例による。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（職員以外の者の利用）

第五条 職員以外の者は、合宿所を利用しようとするときは、利用日の前日までに総務課に備付けの利用申込簿（第二号様式）に必要な事項を記入して申し込み、総務課長の許可を受けなければならない。

第一号様式中「合宿所入居願」を「合宿所入居願」に、「長期宿泊を希望する」を「入居したい」に、「入居希望」を「入居予定」に改める。

第二号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

第三号様式中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、改正前の大分県企業局職員合宿所運営規程の規定により許可を受けて現に合宿所を利用している職員については、その許可期間に限り、改正後の大分県企業局職員合宿所運営規程の規定により許可を受けたものとみなす。

○告示

大分県告示第四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和四年二月八日

令和四年二月八日

大分県報（企業局管理規程・告示）

大分県知事 広 瀬 勝 貞						大分県知事 広 瀬 勝 貞							
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	及び住所	期限
大分県肥第一四二号	混合有機質肥料	混合有機質肥料六二	窒素全量六・〇 りん酸全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令三・九・三〇	大分県肥第八八六号	消石灰	一五・〇 〇苦土 消石灰	アルカリ分六五・〇 可溶性苦土一五・〇	その他の規格 該当なし	江藤石灰工業株式会社 宮崎県城市金田町一九四九番地六	令一〇・一・二四
大分県肥第一四三号	混合有機質肥料	混合有機質肥料七二	窒素全量七・〇 りん酸全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令三・九・三〇	大分県肥第九八一号	副産石灰肥料	一五・〇 〇副産 〇苦土 灰一号	アルカリ分六〇・〇 可溶性苦土一五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	興人ライフサイエンス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目一番三三号	令九・一一・二四
大分県肥第一四四号	混合有機質肥料	植物粕ペレット五三	窒素全量五・〇 りん酸全量三・〇 加里全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令三・九・三〇	大分県肥第一〇一六号	炭酸カルシウム肥料	一〇・〇 〇粒状 炭酸苦土 石灰肥料	アルカリ分五五・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町五番一八号	令九・一二・九
大分県肥第一四五号	豆腐かす乾燥肥料	乾燥おから二	窒素全量四・〇 加里全量一・〇	その他の規格 該当なし	九州乳業株式会社 大分市大字廻栖野三二三一番地	令三・一〇・一九	大分県肥第一〇三三三号	副産植物質肥料	醗酵副産肥料一号	窒素全量一・〇 加里全量一〇・〇	その他の規格 該当なし	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	令九・九・一八
<p>大分県告示第四十五号</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。</p> <p>令和四年二月八日</p>						<p>大分県告示第四十六号</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。</p> <p>令和四年二月八日</p>							
						<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>							

種類	名称	(%)	の規格	名称及び住所	年月日
大分県肥第一〇三四号 副産植物 質肥料	蒸留副 産肥料 三号	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・五 加里全量 一・〇	その他の規格 該当なし	ジェイカムアグリ株 式会社 東京都千代田区神田 須田町二丁目六番六 号	令三・ 九・一九
大分県肥第一〇九四号 混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料デコ ム	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	ミズホユーキ有限会 社 茨城県土浦市中都町 一丁目五五〇八番地	令三・ 七・二四

大分県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
宇佐市内町小野川内字十田七九五番一、七九六番
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

令和四年二月八日

北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十八号

名護屋加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		後	前		
一般国道四 四二号	竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹四〇 四八番一―地先から 竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹四〇 四八番一二まで	後	前	五三・五 九・〇	三〇〇・〇
		後	前		
県道庄内久 住線	竹田市久住町大字仏原字城一〇六四 番五から 竹田市久住町大字仏原字久保九一九 番四まで 竹田市久住町大字仏原字城一〇六四 番五から 竹田市久住町大字仏原字城一〇三〇 番七まで	後	前	二六・〇 一一・〇	二七四・〇
		後	前		

大分県報（告示）

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字十二町字庄屋町五百九番一ほか十四筆、字大縄手五百十二番一ほか四十九筆及び字花ノ木五百二十九番五ほか二十八筆

二 開発区域の面積

一万六千七百十七・四六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県久留米市国分町七百四十三番地の二

昭和建設株式会社

代表取締役 戸 田 誠 二

四 完了検査年月日

令和三年九月二十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字猿渡字針山千四十八番十八及び千四十八番三十六、字中ノ熊千六十四番一及び千六十四番八十五並びに字糸口千百二十番一

二 開発区域の面積

二万三千五百六十四・五三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字上田千三十番地の一

宇佐市土地開発公社

理事長 永 野 直 行

大分県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道山香院内線

杵築市山香町大字野原字原田一七二三番三から
杵築市山香町大字野原字原田一七二三番四一
まで

令四・二・八

大分県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

一般国道四四二号

竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹四〇四八番一
一地从先から
竹田市久住町大字久住字鶴ヶ笹四〇四八番一
二まで

令四・二・八

県道庄内久住線

竹田市久住町大字仏原字尾迫一二三七番二地
先から
竹田市久住町大字仏原字久保九〇〇番三まで

四

完了検査年月日
令和四年一月二十日

令和四年二月八日

大分県報（公告）

五